

平成28年度から水道料金を全地域で統一します

簡易水道事業は、これまで国等の支援により、上水道事業に比べ低水準の料金で運営してきましたが、「安心・安全な水の安定した供給」を目的に、財政基盤の強化を図るため、平成28年4月から上水道事業と統合し、運営していきます。

事業の統合に伴い、簡易水道事業の水道料金及び分担金を、次のとおり上水道事業の水道料金及び加入金に統一します。なお、下水道料金の改定はありません。

○簡易水道料金 <平成28年5月請求分まで> (10円未満切り捨て)

基本料金 (10m ³ まで)	+	超過料金 (1m ³ につき)	+	消費税 8%
1,760円		185円		



○上水道料金 <平成28年6月請求分から>

基本料金 (10m ³ まで)	+	量水器使用料	+	超過料金 (1m ³ につき)	+	消費税 8%																				
1,810円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>量水器口径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>210円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>340円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,600円</td></tr> </tbody> </table>	量水器口径	使用料	13mm	100円	20mm	200円	25mm	210円	30mm	340円	40mm	400円	50mm	2,000円	75mm	2,600円		<table border="1"> <tbody> <tr><td>11m³~ 50m³</td><td>200円</td></tr> <tr><td>51m³~</td><td>220円</td></tr> </tbody> </table>	11m ³ ~ 50m ³	200円	51m ³ ~	220円		
量水器口径	使用料																									
13mm	100円																									
20mm	200円																									
25mm	210円																									
30mm	340円																									
40mm	400円																									
50mm	2,000円																									
75mm	2,600円																									
11m ³ ~ 50m ³	200円																									
51m ³ ~	220円																									

○簡易水道事業分担金 (税込)
<平成28年3月31日まで>

量水器口径	分担金	量水器口径	分担金
13mm	108,000円	40mm	864,000円
20mm	162,000円	50mm	1,296,000円
25mm	324,000円	75mm	市長が別に定める額
30mm	540,000円		

○上水道事業加入金 (税込)
<平成28年4月1日から>

量水器口径	加入金	量水器口径	加入金
13mm	211,000円	40mm	1,058,000円
20mm	317,000円	50mm	1,906,000円
25mm	423,000円	75mm	3,390,000円
30mm	635,000円		

安心・安全な水道供給を次世代に引き継ぐため、水道料金の統一にご理解をお願いします。

私たちの生活に必要な不可欠な水道事業は、皆さんから納入される水道料金等を財源に、独立採算を原則とした企業会計制度により運営されています。

水道料金は、安心して安全な水を安定して供給するために、水道施設の整備や古い水道管の交換などに使われています。

—上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください—

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。便利で安心な口座振替をご利用ください。

○振替日 毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※口座振替依頼の手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法 次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。

常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、東日本銀行、常陸農業協同組合(支店のみ)、水戸信用金庫、烏山信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

○申し込みの際に必要なもの

通帳等口座番号がわかるもの・通帳の届出印・お客様番号がわかるもの(納入通知書等)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び水道課・各総合支所にあります。

問 水道課総務G ☎52-0427